

平成29年10月11日

青森県教育委員会第825回定例会

期 日 平成29年10月11日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

○報告第1号 議案に対する意見について 1

3 議 案

○議案第1号 青森県立郷土館協議会委員の人事について 2

○議案第2号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正
する規則案について 3

4 その他

○平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について 7

○職員の懲戒処分の状況について 10

5 委員長選挙

6 閉 会

報告第1号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 平成29年度青森県一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会所管分）
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 1 号

青森県立郷土館協議会委員の人事について

青森県立郷土館協議会委員の人事を次のとおり行う。

柴田	敬司
木立	絢子
工藤	規正
飛内	文代
齋藤	麻毅
中村	文子
田中	高央
長内	幸子
福田	友之
工藤	雅世
安田	勝寿
齋藤	信夫

青森県立郷土館協議会委員に任命する

任期は平成29年10月15日から平成31年10月14日までとする

平成29年10月11日

青森県教育委員会

議案第 2 号

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する 規則案について

1 提案理由

職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、非常勤職員に係る育児休業の承認の請求手続に関し、所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

この度の改正は、非常勤職員が、子の1歳6か月に達する日に育児休業をしている場合で、当該子について保育所に入れられない等の場合は、当該子が2歳に達する日まで育児休業の取得期間を延長することができることとされたことに伴い、非常勤職員の育児休業の承認の請求手続に関し、所要の整備を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

4～6頁のとおり

4 施行期日

公布の日から施行する。

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「掲げる場合」の下に「又は同条例第二条の四に規定する場合」を加える。

第一号様式中「又は再任用短時間勤務職員の1歳6か月」を「若しくは再任用短時間勤務職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員若しくは再任用短時間勤務職員の2歳」に改め、同様式の（注）の4中「又は1歳6か月」を「、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○学校職員の育児休業等に関する規則 新旧対照表

傍線部は改正部分

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第二条 法第二条第二項の規定による育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（第一号様式）により、育児休業を始めようとする日の一月（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）<u>第二条の三第三号に掲げる場合又は同条例第二条の四に規定する場合</u>にあつては二週間、<u>条例第三条第八号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする場合</u>にあつては当該日）前までに行うものとする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第二条 法第二条第二項の規定による育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（第一号様式）により、育児休業を始めようとする日の一月（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）<u>第二条の三第三号に掲げる場合</u>にあつては二週間、<u>条例第三条第八号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする場合</u>にあつては当該日）前までに行うものとする。</p> <p>2～3 略</p>

改正後

第1号様式(第2条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日	
青森県教育委員会 殿	所属名 職氏名
下記のとおり育児休業の承認（育児休業の期間の延長）を請求します。	
1 請求に係る子	氏 名
	続 柄 等
	生 年 月 日 年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 (非常勤職員若しくは再任用短時間勤務職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員若しくは再任用短時間勤務職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入)
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
5 配 偶 者	氏 名
	育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考	

- (注)1 この請求書には、請求（非常勤職員又は再任用短時間勤務職員（以下「非常勤職員等」という。）の任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 非常勤職員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした期間欄に記入すれば足りる。
- 4 配偶者欄には、非常勤職員等が1歳2か月までの子の育児休業、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する□には、レ印を記入すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

改正前

第1号様式(第2条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日	
青森県教育委員会 殿	所属名 職氏名
下記のとおり育児休業の承認（育児休業の期間の延長）を請求します。	
1 請求に係る子	氏 名
	続 柄 等
	生 年 月 日 年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 (非常勤職員又は再任用短時間勤務職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入)
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
5 配 偶 者	氏 名
	育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考	

- (注)1 この請求書には、請求（非常勤職員又は再任用短時間勤務職員（以下「非常勤職員等」という。）の任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 非常勤職員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした期間欄に記入すれば足りる。
- 4 配偶者欄には、非常勤職員等が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する□には、レ印を記入すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

[その他]

平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について

教科に関する調査について

本県の公立小・中学校の児童生徒の学力の状況は、小学校においては、全ての教科で、平均正答率が全国平均を上回っており、概ね良好な状況にある。中学校においては、全ての教科で、平均正答率が全国平均を上回るか同程度であり、概ね良好な状況にある。中学校では、昨年度課題が見られた国語の活用に関する問題に改善傾向が見られた。

なお、文部科学省は、「細かい桁における微少な差異は学力面で実質的な違いを示すものではないと考えられることから、都道府県別の平均正答率は整数値で公表」としているため、昨年度に引き続き、本県も整数値で公表することとする。

	平成29年度		平成28年度	
	平均正答率(%)		平均正答率(%)	
	青森県(公立)	全国(公立)	青森県(公立)	全国(公立)
小学校国語A (知識)	79	75	77	73
小学校国語B (活用)	59	58	60	58
小学校算数A (知識)	80	79	80	78
小学校算数B (活用)	48	46	48	47
中学校国語A (知識)	78	77	76	76
中学校国語B (活用)	73	72	66	67
中学校数学A (知識)	66	65	64	62
中学校数学B (活用)	48	48	45	44

質問紙調査について

本県の小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒について、全国平均を5ポイント以上上回っている質問事項の数、及び5ポイント以上下回っている質問事項の数は上の表のとおりである。		5ポイント以上上回る	5ポイント以上下回る
	小学校	8	2
	中学校	11	4

質問事項数は小学校は85、中学校87である（放課後や土曜日の過ごし方に係る3問と、調査問題の解答時間に係る4問の計7問を除く）。

また、下の表の数値は、「している」「どちらかといえばしている」又は「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」等の合計で、（ ）内は全国平均との差である。

(1) 小学校

①全国平均を5ポイント以上上回っている上位5事項

質問事項	平成29年度小学校	平成28年度小学校
家で、学校の授業の復習をしていますか。	77.2% (+23.4)	79.7% (+24.5)
土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか。(学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む。)(※「1時間以上」の割合)	69.1% (+11.8)	71.0% (+14.0)
家で、学校の授業の予習をしていますか。	49.6% (+8.6)	53.7% (+10.4)
「総合的な学習の時間」では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。	76.0% (+6.2)	69.6% (+4.2)
先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくださいか。	90.9% (+5.8)	89.4% (+4.6)

②全国平均を5ポイント以上下回っている事項

質問事項	平成29年度小学校	平成28年度小学校
学習塾（家庭教師を含む）で勉強をしていますか。	28.1% (-17.7)	28.5% (-17.4)
今住んでいる地域の行事に参加していますか。	56.1% (-6.5)	62.0% (-5.9)

(2) 中学校

①全国平均を5ポイント以上上回っている上位5事項

質問事項	平成29年度中学校	平成28年度中学校
家で、学校の授業の復習をしていますか。	64.8% (+14.3)	64.7% (+13.7)
学校の部活動に参加していますか。 (※運動部と文化部に参加している割合)	97.0% (+9.4)	設問なし
1、2年生のときに受けた授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思いますか。	72.8% (+6.7)	68.0% (+4.9)
読書は好きですか。	76.2% (+6.3)	75.5% (+5.6)
400字詰め原稿用紙2～3枚の感想文や説明文を書くことは難しいと思いますか。 (※「そう思わない」「どちらかといえば、そう思わない」と答えた割合)	43.3% (+6.0)	41.8% (+4.8)

②全国平均を5ポイント以上下回っている事項

質問事項	平成29年度中学校	平成28年度中学校
学習塾（家庭教師を含む）で勉強をしていますか。	32.8% (-28.6)	32.3% (-28.7)
学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む） (※「2時間以上」の割合)	25.5% (-9.9)	23.7% (-10.5)
家で、学校の授業の予習をしていますか。	26.0% (-5.7)	26.1% (-8.1)
今住んでいる地域の行事に参加していますか。	37.0% (-5.1)	40.1% (-5.1)

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 平成29年10月（9月1日～9月30日分）

青森県教育委員会

事案1 （処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 東青地域市部以外の中学校 事務職員（49歳 男性）

②事件の概要等 強制わいせつ

- ・ 平成29年6月25日（日）午前1時30分頃
- ・ 青森市内の駐車場に駐車していた自家用車内で、知人女性に対し、抱きつく、腕を掴んで押さえつける等のわいせつな行為を行い、7月24日（月）、強制わいせつの容疑により逮捕されたもの。

③処分内容 懲戒免職

④処分年月日 平成29年9月11日

事案2 ①被処分者 東青地域の高等学校 教諭（41歳 女性）

②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日以上30日未満）

- ・ 平成29年6月12日（月）午後6時35分頃
- ・ 青森市内の市道
- ・ 自動車を運転中、歩道を横切って駐車場に進入しようとしたところ歩道を走行してきた自転車と衝突したもの。
- ・ 事故の相手方（男性1名 30日間の加療）

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成29年9月12日

事案3 ①被 処 分 者 下北地域の高等学校 実習助手 (26歳 男性)

②事件の概要等 速度超過 (30km/h 以上50km/h 未満)

- ・ 平成29年6月16日 (金) 午後2時14分頃
- ・ むつ市内の国道
- ・ 最高速度50km/h のところ、84km/h で走行

③処 分 内 容 戒告

④処分年月日 平成29年9月19日

事案4 (処分後速やかに公表した事案)

①被 処 分 者 上北地域の高等学校 講師 (30歳 男性)

②事件の概要等 酒気帯び運転

- ・ 平成29年8月6日 (日) 午後6時頃から午後7時30分頃にかけて、自宅において、ビール500ml及びウイスキー200mlを飲んだ。その後、友人が運転する被処分者の自動車で三沢市内へ行き、自動車を駐車場に止めて、徒歩で飲食店へ向かった。
- ・ 午後8時頃から翌8月7日の午前0時頃にかけて、その飲食店において、水をグラス2杯と冷たいお茶をグラス1杯飲み、酔いは醒めたと思ったことから、自動車を運転して駐車場を出た。
- ・ 帰宅する途中でコンビニエンスストアに立ち寄ったところ、店内で警察官に声を掛けられ、呼気検査を行った結果、呼気1リットル中に0.25mg以上のアルコールが検知されたもの。

③処 分 内 容 懲戒免職

④処分年月日 平成29年9月28日

参 考 資 料

第 8 2 5 回定例会（平成 2 9 年 1 0 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1 ~ 2

- 議案第 1 号
青森県立郷土館協議会委員の人事について P 3 ~ 4

平成29年度 9 月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

9 月補正予算額	3, 6 5 5 千円
現 計 予 算 額	1 3 9, 5 9 5, 8 5 8 千円
補正後の予算額	1 3 9, 5 9 9, 5 1 3 千円

◎計上の主なもの

- 高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業（新規）
1, 0 2 7 千円
- 〔 高等学校における通級による指導の円滑な実施に向け、研究
指定校による指導方法等の実践研究を行うのに要する経費 〕

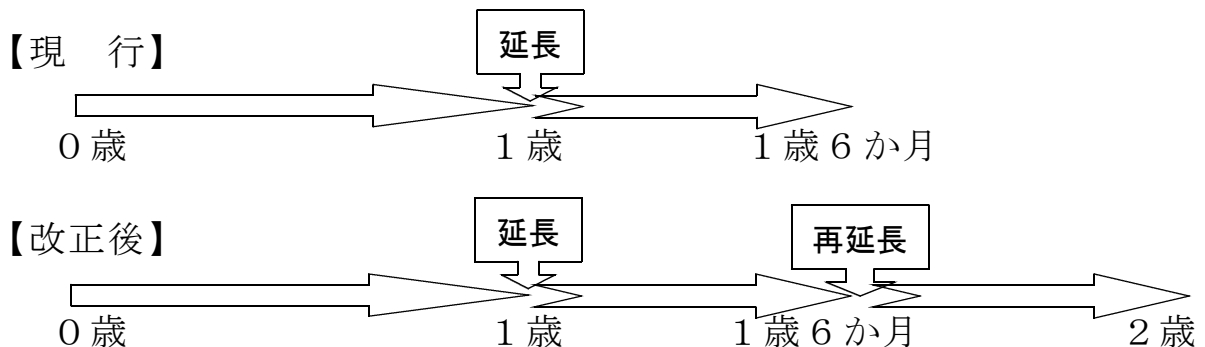
職員の育児休業等に関する条例の改正について

「雇用保険法等の一部を改正する法律」により「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び人事院規則が改正されたこと等に伴い、非常勤職員の育児休業の再度の延長及び職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情等に係る所要の整備を行うものである。

1 条例改正の概要

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によるもの

非常勤職員について、「子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合」には、当該子が2歳に達するまで育児休業の取得期間を延長することができるようになったことから、「特に必要と認められる場合」について条例で規定する。



(2) 人事院規則の改正によるもの

職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情及び育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情について、保育所に入れない等の場合を明文化する。

2 条例の施行年月日

公布の日から施行する。

青森県立郷土館協議会委員候補者一覧

分野	現在の委員（任期：平成27年10月15日～平成29年10月14日）						新委員候補者（任期：平成29年10月15日～平成31年10月14日）						附記
	No	氏名	性別	選考分野	住所	備考	No	氏名	性別	選考分野	住所	備考	
学校教育	1	宮木 くみ子	女	小学校	むつ市	むつ市立大平小学校長	1	柴田 敬司	男	小学校	むつ市	むつ市立正津川小学校長	新任
	2	五十嵐 百合子	女	小学校	弘前市	田舎館村立田舎館小学校教諭	2	木立 絢子	女	小学校	青森市	青森市立堤小学校教諭	新任
	3	中村 廣美	男	中学校	十和田市	東北町立上北中学校長	3	工藤 規正	男	中学校	十和田市	十和田市立十和田湖中学校長	新任
	4	飛内 文代	女	県立学校	青森市	北斗高等学校長	4	飛内 文代	女	県立学校	青森市	北斗高等学校長	再任
社会教育 家庭教育	5	齋藤 麻毅	男	社会教育	五所川原市	(公募) 神社宮司	5	齋藤 麻毅	男	社会教育	五所川原市	(公募) 神社宮司	再任
	6	中村 文子	女	社会教育	青森市	(公募) 三内丸山ボランティア浪館小図書館ボランティア	6	中村 文子	女	社会教育	青森市	(公募) 三内丸山ボランティア浪館小図書館ボランティア	再任
	7	木村 房雄	男	社会教育	弘前市	キャリアアコンサルタント	7	田中 高央	男	社会教育	青森市	(公募) 元小学校教員 青森市社会教育委員	新任
	8	上野 志津子	女	家庭教育	鯉ヶ沢町	鯉ヶ沢町子育てサポートセンター代表	8	長内 幸子	女	社会教育	大鰐町	(公募) 大鰐町連合婦人会会長 大鰐町社会教育委員	新任
学識 経験者	9	山田 巖子	女	民俗	弘前市	弘前大学教授	9	福田 友之	男	考古	青森市	日本考古学協会会員 県立郷土館元副館長	新任
	10	工藤 雅世	女	観光	青森市	青森大学教授	10	工藤 雅世	女	観光	青森市	青森大学教授	再任
	11	安田 勝寿	男	博物館	八戸市	ヤスダコロンクション代表	11	安田 勝寿	男	博物館	八戸市	ヤスダコロンクション代表	再任
	12	齋藤 信夫	男	自然	青森市	青森自然誌研究会会長	12	齋藤 信夫	男	自然	青森市	青森自然誌研究会会長	再任

青森県立郷土館協議会 関係法令（抜粋）

博物館法 （昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号）

（博物館協議会）

第 20 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 21 条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 22 条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県立郷土館協議会条例（昭和 48 年 3 月 30 日青森県条例第 5 号）

（設置）

第 1 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、青森県立郷土館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（委員の任命の基準）

第 2 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

（委員の定数）

第 3 条 委員の定数は、12 人以内とする。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。